

令和5年生駒市教育委員会

第1回定例会 議案

令和5年1月23日

生駒市教育委員会

令和5年生駒市教育委員会(第1回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第1号	令和4年生駒市議会第7回(12月)定例会提出議案の結果について	1
議案第1号	生駒市社会教育委員の委嘱について	3
議案第2号	生駒市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	4
議案第3号	令和5年度生駒市学校教育の目標について	5
議案第4号	生駒市立小学校及び中学校教職員の管理職人事について	6
令和4年 議案第25号	生駒市立生駒南小・中学校の今後の方向性について	7

報告第1号

令和4年生駒市議会第7回（12月）定例会提出議案の結果について

令和4年生駒市議会第7回（12月）定例会提出議案の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第1号の規定により、次のとおり報告する。

令和5年1月23日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・ 令和4年度生駒市一般会計補正予算（第9回）
- ・ 生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について
- ・ 生駒ふるさとミュージアムの指定管理者の指定について
- ・ 令和4年度生駒市一般会計補正予算（第10回）（追加提案分）

【審議経過】

令和4年12月2日 開会

令和4年12月13日 市民文教委員会
予算委員会（市民文教分科会）

令和4年12月16日 予算委員会

令和4年12月21日 再開
予算委員会（市民文教分科会）

令和4年12月23日 予算委員会

令和4年12月27日 再開

【結果】

原案のとおり可決

議案第 1 号

生駒市社会教育委員の委嘱について

生駒市社会教育委員に下記の者を委嘱したいから、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 6 0 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 7 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 2 3 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

記

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 坂本 剛伸

委嘱期間 令和 5 年 2 月 1 日から令和 6 年 6 月 3 0 日まで

議案第 2 号

生駒市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

生駒市スポーツ推進審議会委員に下記の者を委嘱したいから、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第7号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和5年1月23日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

記

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 坂本 剛伸

委嘱期間 令和5年2月1日から令和6年6月30日まで

議案第 3 号

令和 5 年度生駒市学校教育の目標について

令和 5 年度生駒市学校教育の目標について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 6 0 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 3 条の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 1 月 2 3 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第4号

生駒市立小学校及び中学校教職員の管理職人事について

生駒市立小学校及び中学校教職員の管理職人事について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条第1項の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和5年1月23日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

令和4年議案第25号

生駒市立生駒南小・中学校の今後の方向性について

生駒市立生駒南小・中学校の今後の方向性について、生駒市教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)
第2条第1号の規定により、次のとおり提出する。

令和5年1月23日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市立生駒南小・中学校の今後の方向性について（案）

I これまでの経緯

1 「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」の概要

令和2年2月に生駒市学校教育のあり方検討委員会でまとめられた「今後の生駒市立小・中学校のあり方について」の内容を踏まえ、令和2年10月に教育委員会が策定した「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」では、以下の内容を整理・公表している。

(1) 小中一貫教育の推進

小中一貫教育や学校再編が実施されることにより、小1プロブレム・中1ギャップ等の校種間の段差による課題の解消や小学校高学年における教科の専門的な指導の充実、児童生徒のつまづきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細かな指導等はもちろんのこと、第2次生駒市教育大綱に掲げる基本方針「21世紀を生き抜くしなやかでたくましい人づくり」を柱とした、9年間を見通した小中一貫教育を一層推進していく。

小中一貫教育については、学校再編を実施する学校だけでなく、全校で取り組んでいく必要がある。小中一貫教育の形態としては「施設一体型」の小中一貫校、「施設隣接型」「施設分離型」の小中一貫教育校があり、ICT機器も積極的に活用しながら、各学校の実情に応じた形態を導入していくとともに、「施設一体型」の小中一貫校の導入も視野に入れて学校再編の検討を進めていく。

(2) コミュニティ・スクールの推進

学校を核とした地域活動の活性化等、保護者や地域住民との協働によって、児童・生徒の状況に応じたきめ細かな学習支援、生徒指導上の課題への対応、学校安全の確保等、子どもたちの「生きる力」を育てていく。

(3) 学校施設の充実

学校再編により、上記(1)の小中一貫教育の推進を踏まえ、「施設一体型」の学校施設の整備や地域活動の活性化につながるような学校施設の整備等、子どもたちの成長を支える環境整備を行っていく。

2 生駒南小学校区地域協議会からの意見書の概要

生駒南小学校区で設置した地域協議会からは、令和3年7月に附帯意見として以下の内容の意見書が提出された。

(1) 生駒南小学校及び生駒南中学校の学校施設の老朽化対策について

生駒南小学校及び生駒南中学校の学校施設は、建築後約50年経過している状況であり、耐震改修やトイレ改修など、一定の改修工事がなされてはいるが、老朽化が著しい状況である。学校施設は、子どもたちが日常生活を送る非常に重要な場所であるとともに、安全・安心を必ず

確保しなければならない。

一方で、学校施設の更新及び改修は、今後の少子高齢化による市財政への大きな負担にもつながることから、すべての市公共施設の今後を見通した学校施設のあり方を踏まえ、早急に生駒南小学校及び生駒南中学校の学校施設の老朽化対策に取り組んでいただきたい。

(2) 生駒南中学校の小規模化に対する対応について

アンケート結果でもお示ししたとおり、生駒南中学校の小規模化を懸念する意見があった。生駒市学校教育のあり方検討委員会からの答申でも、生駒南中学校の小規模化が指摘されるなど、本協議会においても、大きな課題であると認識している。

すでに部活動にも影響が出ている状況にあることから、市教育委員会においては校区の見直し等による生駒南中学校の規模適正化に向けた検討を早急に進めていただきたい。

3 生駒市立小・中学校の再編等に係る方向性の概要

地域協議会からの意見書の内容を踏まえ、令和3年11月に教育委員会が策定した「生駒市立小・中学校の再編等に係る方向性」では、以下の内容を整理・公表している。

今後の具体的な取組について

○関係者で構成される新たな協議体の立ち上げも含め、生駒南小学校、生駒南中学校の改修のあり方と、生駒南中学校の規模の適正化、及び校区の見直しを速やかに検討していく。

II 今後の方向性について

全国的に小中一貫教育、中高一貫教育が徐々に増加し、小中一貫や中高一貫のメリット、デメリットの知見もある程度蓄積されている中で、例えば大阪府では教員採用枠として「小中いきいき連携」として50名を設け、小中一貫教育に資する人材を募集している。少子化が進む状況下において、長期にわたって子どもの成長を見守ることを可能にする小中一貫教育は今後ますます重要性が高まるものと考えられる。

生駒市においては、子ども同士や、教職員、保護者、地域の方々など、様々な人に関する機会を増やすことを通じて、自己の成長を自覚し自尊感情、自己肯定感を高めることを目指し、小中連携・小中一貫教育に取り組むこととしたい。

生駒南小・中学校の今後については、第2次生駒市教育大綱に掲げる基本方針2「21世紀を生き抜くしなやかでたくましい人づくり」に基づき、その方向性を決定していくものである。

【子どもの実態と小中一貫教育】

国立教育政策研究所が示す『中1ギャップ』の真実（平成27年3月改訂）において、「いじめ」の認知件数では中学校が多いことを示しつつも、平成16年度の小4が平成21年度に中3になるまでの6年間12回の被害経験の推移図を読解することで、被害経験率は小学校時代の方が中学校時代よりも高いことがわかると指摘している。

また、「不登校」の増加については、数値的には中学校に入って不登校が3倍に増えると単純計算されがちであるが、子どもを継続的に把握すると、中1の不登校生徒のうち、小学校段階です

で「不登校傾向」（病欠や保健室登校）であった子どもが全体の8割近くを占めていることもわかっている。

以上のことから、中1で顕在化する問題は、小学校段階でその予兆が始まっており、小学校段階から何らかの手立てを講ずること、加えて中学校段階で何らかのケアをすることが重要であると言える。小学校から中学校に至る学年段階において継続的に学校全体で児童生徒に目を配ることで、中1時点で想定される問題を回避するための先取りのアプローチが可能になる。さらに、国立教育政策研究所の述べる「先送り」された問題や「積み残し」となった課題に対しても、長期にわたり一貫性をもった継続的な対応が可能になると考える。

【多様性と小中一貫教育の効果】

少子化が進んでいる現在、団塊や団塊ジュニアの世代のように同世代の中で切磋琢磨する機会が減少する一方で、年齢の異なる多様な発達段階の集団に関わることの必要性が高まってきている。小中の隔たりなく異年齢を交えた集団の中では、教育活動の様々な場面で、年長者に対するあこがれや敬意、年少者に対する思いやりなどの心情を実感できる教育的機会を設けることが可能である。小学校低学年の児童から見た中学校3年生は、ほぼ大人に近い体格や知識、判断力、行動力を備えているように見えると同時に、自らが成長することによって、今はできない様々なことが将来的にできるようになるという見通しが得られると考えられる。一方、中学生から見ると、低学年から中学年、高学年、そして中学生と自らが成長してきた過程を経て顧みることによって自尊感情を得られることも期待できる。さらに、中学生は時として学習者としてのみならず、小学生のアドバイザーとしての立場に立つことができ、やがて地域社会の担い手となる自立心や責任感の醸成にも効果をもたらすと考える。

【小規模化における小中一貫教育のメリット】

小規模校若しくは小規模化が進んでいる小・中学校においては、配置される教員数が少ないことから教員一人当たりの校務分掌が増え、児童生徒と関わる時間が少なくなることが懸念される。施設一体型の小中一貫教育では、この問題が改善できるだけでなく、専科授業の相互乗り入れにより時間創出が可能になる。

また、多くの教員が児童生徒と関わりをもつことで多様性が確保され、子どもだけでなく保護者にとっても、相談できる教員の選択肢が広がるという大きなメリットがある。

【地域に開かれ、地域と共にある学校】

少子化が急激に進行する中、子どもたちにとって質の高い教育の確保がより重要になる。その質の高い教育を今後は学校だけに委ねるのではなく、家庭とともに地域で支えていくことが重要である。学校・家庭・地域のそれぞれの教育力が重なり合って、子どもたちが様々な人と出会い、経験や体験を積み重ねていくことで、子どもの生活がより豊かになり「生きる力」の育成につながっていく。子どもの健やかな成長のために、学校の中に「地域」が存在するような施設を検討していくことが必要不可欠であると考えられる。

上記を踏まえ、以下に今後の方向性を示す。

1 教育の方向性

- (1) 第2次生駒市教育大綱に掲げる基本方針2「21世紀を生き抜くしなやかでたくましい人づくり」に基づき、子どもにとって将来必要とされる資質・能力とは何か、学校と地域がどのような連携を進めていくのかなど、目指す教育について学校、保護者、地域がビジョンを共有しながら進めていく。
- (2) 生駒市が推進する小中一貫教育のメリットを最大限に生かし、子どもたちにとって最適な教育機会を提供できるよう生駒南小学校、生駒南中学校の教育の方向性に関する検討委員会を設置し、広く様々な意見を取り入れながら検討していく。
- (3) 小学校から中学校への9年間を見通した6-3制をベースとする小中一貫教育を進める。

2 施設の方向性

- (1) 現在の生駒南小学校、生駒南中学校の敷地内において、子どもの主体的な学びの実現をはじめ、子どもの成長・発達にとって最適な教育環境を提供するため、本市が進めている小中一貫教育を一層推進できる施設を検討する。
- (2) 施設の建替に当たっては、学校教育と社会教育が融合した、多様性のある学びが実現できる環境を確保できる施設となるよう検討する。
- (3) 地域の方々や市民が学校施設を有効に活用し、活気のあるまちづくりに寄与する施設を整備していく。

3 校区の方向性

小瀬町、壱分西等隣接する地域の子どもたちが、生駒南中学校に通学することができるよう早期に調整区域を設定する。